

## 板橋区一般介護予防事業「はすのみ教室」空教室活用要領

(令和4年4月1日健康生きがい部長決定)

(令和8年4月1日一部改正)

### (目的)

第1条 この要領は、板橋区ウェルネス活動推進団体支援事業実施要綱（令和3年12月10日区長決定）に基づき、板橋区（以下「区」という。）が高齢者の介護予防、健康増進等を目的として活動する自主グループに対し、一般介護予防事業「はすのみ教室」が行われない日時の教室（以下「空教室」とする。）を活動場所として提供することで、高齢者の継続した介護予防活動の支援及び施設の利活用を図る。

### (対象)

第2条 利用できる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 区内在住の65歳以上の高齢者で構成された5人以上の団体であること。  
ただし、団体構成員に区外在住者又は65歳未満の者（以下「区外在住者等」とする。）が含まれている場合でも、区外在住者等の人数が全体の5割未満である場合は対象とする。
- (2) 介護予防活動等を月に1回以上、上半期（4月から9月）もしくは、下半期（10月から3月）に継続して実施すること。
- (3) 区と連携・協働できる団体であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体に対し、区は随時利用の取消をすることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 販売、講習会等営利を目的としたものであると認められるとき。
- (3) 施設を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。

### (施設所在、利用日、利用単位等)

第3条 空教室の所在、利用日、利用単位等は次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、利用時間等を変更することができる。

- (1) 空教室所在 東京都板橋区高島平一丁目50番1号  
板橋区立高島第六小学校内 1階  
教室1（中央）、教室2（入口側）、調理室とする。
- (2) 利用日 毎週水曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く平日

- (3) 利用単位 午前（9時00分から12時30分）の一部屋を1単位とする。  
午後（13時30分から17時00分）の一部屋を1単位とする。
- (4) 利用可能単位 1団体、月5単位の利用を限度とする。ただし、同一週につき、2単位を限度とする。

(募集)

第4条 募集は広報いたばし、区ホームページ等で行う。

(利用手続)

第5条 教室を利用しようとする者は、あらかじめ、利用申請書及び団体構成員名簿（別紙1）を区長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 利用の決定については、利用決定通知書（別紙2）をもって通知する。  
また、第3条の第1項(1)から(2)に非該当もしくは第2項(1)から(5)に該当する場合は利用不可とし、利用不可通知書（別紙3）をもって通知する。

(利用料)

第7条 使用料については、無料とする。

(災害等)

第8条 災害等（地震・台風・感染症等）の事態が発生または予想され、区が危険であると判断した場合は、空教室の利用を中止できる。

(抽選方法)

第9条 区が指定する日時場所において、応募多数の場合は抽選により決定する。  
なお、抽選日以降に空きがある場合は、先着順により随時受け付ける。

(報告)

第10条 教室を利用した団体は、上半期（4月から9月）終了後、（10月から3月）終了後に実施報告書（別紙4）を速やかに区長へ提出しなければならない。

(変更届)

第11条 団体の代表者に変更があった場合は、代表者変更届（別紙5）を速やかに区に届けなければならない。

(所管)

第12条 「はすのみ教室」の空教室の管理・運営は、生涯活躍推進課が所管する。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、「はすのみ教室」の空教室の活用に関し必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領を施行するために必要な準備行為は、この要領の施行前においても行うことができる。

付 則

この要領一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

## はすのみ教室（空教室）利用申請書

板橋区長 様

申請者

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記注意事項に同意の上、利用申請いたします。

記

### 1. 注意事項

- ・ 介護予防活動・健康増進等を目的とした活動であること。
- ・ 介護予防活動等を月 1 回以上、半年間継続すること。
- ・ 区内在住の 65 歳以上で構成された 5 人以上の団体であること。  
※ただし、団体構成員に区外在住者または、65 歳未満の者が含まれる場合で、区外在住者等の人数が全体の 5 割未満である場合は対象団体とする。
- ・ 営利目的ではないこと。
- ・ 区と連携・協働できる団体であること。
- ・ 利用期間終了後、実績報告書（別紙 4）を速やかに区に提出すること。
- ・ 区長が不相当と認めた時は、利用を取り消すこと。

### 2. 必要書類

団体構成員名簿（裏面）

## 団 体 構 成 員 名 簿

活動内容

---

---

名 簿

	氏名	住所	年齢	電話
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※団体構成員が10名以上いる団体は、任意の書式で名簿を作成し提出すること  
※会員が20名を超える場合であっても、使用できる人数は各部屋の定員内で実施すること

年 月 日

様

板橋区長 坂本 健  
(公印省略)

## 利用決定通知書

年度、介護予防事業「はすのみ教室」空教室利用について、下記の通り利用を認める。

### 記

- (1) 貸出期間  
年 月 日～ 年 月 日
- (2) 利用区分  
第 曜日 (午前・午後) 教室1 教室2 調理室  
第 曜日 (午前・午後) 教室1 教室2 調理室
- (3) 利用の中止  
・災害等 (地震・台風・感染症等) が発生したとき  
・施設設備の点検等により利用不可と判断したとき
- (4) 利用方法及び注意事項  
空教室の利用方法及び注意事項 (別紙) をご確認ください。

問い合わせ先  
板橋区生涯活躍推進課

年 月 日

様

板橋区長 坂本 健  
(公印省略)

## 利用不可通知書

年度、介護予防事業「はすのみ教室」の空教室利用について、下記の規定により認めない。

### 記

- 板橋区介護事業「はすのみ教室」の空教室活用要領第3条第1項(1)及び(2)の( )の要件に該当しないため、教室の利用は認めない。
  
- 板橋区介護事業「はすのみ教室」の空教室活用要領第3条第2項(1)から(5)の( )に該当したため、教室の利用は認めない。

問い合わせ先  
板橋区生涯活躍推進課

年 月 日

## 実施報告書

板橋区長 様

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

下記の通り、介護予防等に関する活動を実施した旨連絡報告いたします。

## 記

	実施日及び参加人数	合 計
月		名
月		名
月		名
月		名
月		名
月		名

※ 介護予防活動を実施した日付及び参加人数を記入すること。

板橋区長 様

## 代 表 者 変 更 届

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の通り代表者を変更いたしましたので、届け出いたします。

記

【旧代表者】

氏 名 \_\_\_\_\_

【新代表者】

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

【変更年月日】

\_\_\_\_\_ 年 月 日